令和7年4月1日改定

(要旨)

第1条 この要綱は、船橋市市税条例(昭和29年船橋市条例第30号。以下「条例」という。)第51条に規定する市民税の減免に関し、必要な事項を定める。

(減免取扱の原則)

- 第2条 減免の取扱いは、次に掲げるところによる。
  - (1) 条例第51条第2項に規定する減免申請書が提出された日以降に到来する期限内 に納付すべき当該年度の税額について適用する。
  - (2) 減免の事由が二以上にわたる場合においては、減免割合の大きい規定を適用する。 (生活保護者の減免)
- 第3条 市長は、条例第51条第1項第1号に該当する者の均等割額及び所得割額を免除 する。

(所得激減者等の減免)

- 第4条 条例第51条第1項第2号に該当する者とは、次の各号の一に掲げるものとする。
  - (1) 失業、退職、休職、廃業、休業その他これらに準ずる事由により、当該減免申請に係る年中の所得が皆無となり、又は著しく減少し、生活が困難であると認められる者
  - (2) 本人又は生計を一にする親族の負傷又は疾病により、多額の医療費(保険金等により補填される金額を除く。)を要し、生活が困難であると認められる者
- 2 市長は、前項に規定する者の所得割額を別表第一に定めるところにより減額し、又は 免除する。

(学生及び生徒の免除)

第5条 市長は、条例第51条第1項第3号に該当する者が、所得税法(昭和40年法律 第33号)第2条第1項第32号に規定する勤労学生であって、かつ、均等割額の みを課されるものであるときは、その均等割額を免除する。

(公益社団法人及び公益財団法人の免除)

第6条 市長は、条例第51条第1項第4号に規定する者が収益事業を営まないものであるときは、均等割額を免除する。

(特別の事由による減免)

- 第7条 条例第51条第1項第5号に該当する特別の事由がある者とは、次の各号の一に 掲げるものとする。
  - (1) 貧困のため、公的又は私的扶助を受けている者で、かつ、第3条に規定する生活保護者に準ずると認められるもの
  - (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、死亡した者又は障害者(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。)となったもの
  - (3) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、自己又はその扶養親族(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族をいう。)が所有する住宅又は家財に被害を受けた者で、損害の金額(保険金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上で、前年

中の合計所得金額が1,000万円以下のもの

- (4) 公益法人等(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除去組合及び敷地分割組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち、第6条に規定する者及び地方税法(昭和25年法律第226号)第296条第1項に掲げるものを除くものであって、収益事業を行わないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの
- 2 市長は、前項に規定する者の市民税額を減額し、又は免除する。この場合において、 同項第1号に規定する者にあっては均等割額及び所得割額を免除し、同項第2号に規定 する者にあっては所得割額を別表第二に定めるところにより減額し、又は免除し、同項 第3号に規定する者にあっては別表第一に定めるところにより所得割額を減額し、又は 免除し、同項第4号に規定する者にあっては均等割額を免除する。

## (均等割額免除の特例)

- 第8条 市長は、次の各号の一に掲げる者の均等割額を免除する。
  - (1) 第4条第1項に規定する者で、かつ、均等割額のみを課されるもの又は同条第2項 の規定により所得割額を免除されるもの
  - (2) 第7条第1項第2号又は第3号に規定する者で、かつ、均等割額のみを課されるもの の又は同条第2項の規定により所得割額を免除されるもの
  - (3) 第9条第2項に規定する者で、かつ、均等割額のみを課されるもの又は同条第3項 の規定により所得割額を免除されるもの

#### (職権による減免の特例)

- 第9条 条例第51条第2項のただし書により、市長が市民税を減免する必要があると認める場合(以下「職権減免」という。)は、第7条第1項第2号及び第3号、第8条第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げるところによる。
- 2 職権減免の必要があると認める場合は、特定非常災害などの大規模災害(以下「大規模 災害」という。)により死亡または第7条第1項第3号に規定する所有する住宅に被害が 発生した場合とする。
- 3 前項に規定する死亡した者にあっては、別表第三に定めるところにより、所有する住宅 に被害を受けた者にあっては、別表第四に定めるところにより、所得割額を減額、免除す る。
- 4 当該減免の決定は、当該大規模災害が発生した日とし、その日以降に到来する期限内 に納付すべき当該年度の税額について適用する。ただし、市長が認める場合は、この適 用期間を延長することができる。
- 5 当該大規模災害において職権減免によらない減免は、災害により障害者となったものについては別表第二により、所有する家財に被害を受けた場合の減免については、別表第四によるものとし、その減免の決定は前号によるものとする。

#### (減免の取消)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により、市民税の減免を受けたと認められる場合 は、当該減免の全部又は一部を直ちに取り消すものとする。

#### 附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行し、昭和48年度分の市民税から適用する。 附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度分の市民税から適用する。 附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度分の市民税から適用する。 附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度分の市民税から適用する。 附 則

この要綱は、平成7年2月20日から施行し、平成6年度分の市民税から適用する。 附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の市民税から適用する。 附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第7条第1項第4号の規定については、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から適用する。

# 別 表 第 一

前年中の合計所得金額に	軽減または免除の割合			
対する当該年中の合計所得				
金額の減少割合	30パーセント以上			
	50パー	セント未満	50パー	セント以上
前年中の合計所得金額				
250万円 以 下	全	額	全	額
500万円 以 下	2 分	Ø 1	全	額
750万円 以 下	4 分	の 1	2 分	の 1
1,000万円 以 下	8 分	Ø 1	4 分	の 1

## (備 考)

- 一 第4条第1項第2号に規定する者については、「前年中の合計所得金額に対する当該 年中の合計所得金額の減少割合」とあるのは「当該年中の合計所得金額に対する医療 費の支出割合」と読み替えるものとする。
- 二 第7条第1項第3号に規定する者については、「前年中の合計所得金額に対する当該 年中の合計所得金額の減少割合」とあるのは「住宅又は家財に対する被害の程度」と 読替える。

# 別 表 第 二

区	分	減免	割合
死亡し	た者	全	額
障害者とな	った者	1 0	分の 9

## 別 表 第 三

区	分	減	免	割	合	
特定非常災害等によ	り死亡した者	全			額	

#### 別 表 第 四

被害の程度	軽減または免除の割合			
	30パーセント以上	50パーセント以上		
	50パーセント未満	30パッピンド以上		
前年中の合計所得金額	(罹災証明の区分)			
	中・大規模半壊	全壊		
250万円 以 下	全額	全額		
500万円 以 下	2 分 の 1	全額		
750万円 以 下	4 分 の 1	2 分 の 1		
1,000万円以下	8 分 の 1	4 分 の 1		